

# 新サイバー犯罪条約：林外務大臣から引き出した答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
    - － 表現の自由と新サイバー犯罪条約について
- 林 芳正外務大臣



新サイバー犯罪条約がどうなるかによって、表現の自由が失われ  
日本のマンガ・アニメ・ゲーム等が  
文化的にも産業的にも大きく衰退しかねないが、  
政府はどのような立場で交渉に臨んでいるのか、林外務大臣の見解を伺う。

サイバー犯罪に適切に対応するためには国際的に協調した取り組みが重要ですが  
同時にですね今お話しされました  
表現の自由等の人権また基本的自由の確保  
これも不可欠でありましてまさにご指摘があったように、漫画アニメ等ですね表現活動  
これが不当に制限されることがあってはならないと考えております。



# 新サイバー犯罪条約：岸田総理から引き出した答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - － 表現の自由と新サイバー犯罪条約について
- 岸田 文雄内閣総理大臣



岸田総理、新サイバー犯罪条約への対応にあたっては、  
表現の自由を守っていく、  
日本のマンガ・アニメ・ゲーム等の文化・産業を守っていく、  
それを基本方針として望んでいただきたいが、ご決意を伺う。

表現の自由を不当に制限するような内容とならないよう  
条約交渉の場において我が国の立場、これを積極的に主張し、  
引き続き、各国の理解や支持の獲得に努めて参ります。

表現の自由を不当に制限されることがないよう

条約交渉を進めていきたいと考えています。



# AIに関する諸問題：岸田総理の答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - － AIの光と影に対応した政策について
- 岸田 文雄内閣総理大臣



画像生成や音楽生成、それから文章生成等のジェネレーティブ、生成系AIで、このAIの生成物の著作物性とか、一方、AI生成物による著作権侵害の成否とか、  
様々な著作権上の課題があると思うんですが、  
このAIの学習段階における著作物の利用の在り方についても  
問題視する声があると思いますが、この辺りの課題を把握されているか

AIとこの著作権制度との関係につき、  
まだ整理されていない課題があるという指摘については  
承知をしております



# AI戦略と著作権：政府の答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - AIの光と影に対応した政策について
  - 政府参考人（内閣府・科学技術イノベーション推進事務局統括官）



2019年以降、A I 戦略を策定してきたと思いますが、  
その中で、**知財とか著作権法上の課題について**  
**何か方針が示されてきたのかどうか、見解を伺いたいと思います**

知財あるいは著作権法上の課題に関する方向性というのは示していません



日本でも、**AIと著作権法の問題**は、日に日に大きくなっており、  
今後のAI戦略にとって**決して無視できない状況**である！

# AI開発と著作権：岸田総理の答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - AIの光と影に対応した政策について
- 岸田 文雄内閣総理大臣



AI開発での著作物の利用がどこまで適法なのか、どこから違法になるのかについてはしっかりとこれ政府で検討する必要があると思うんですけども、御見解いただきたいと思います

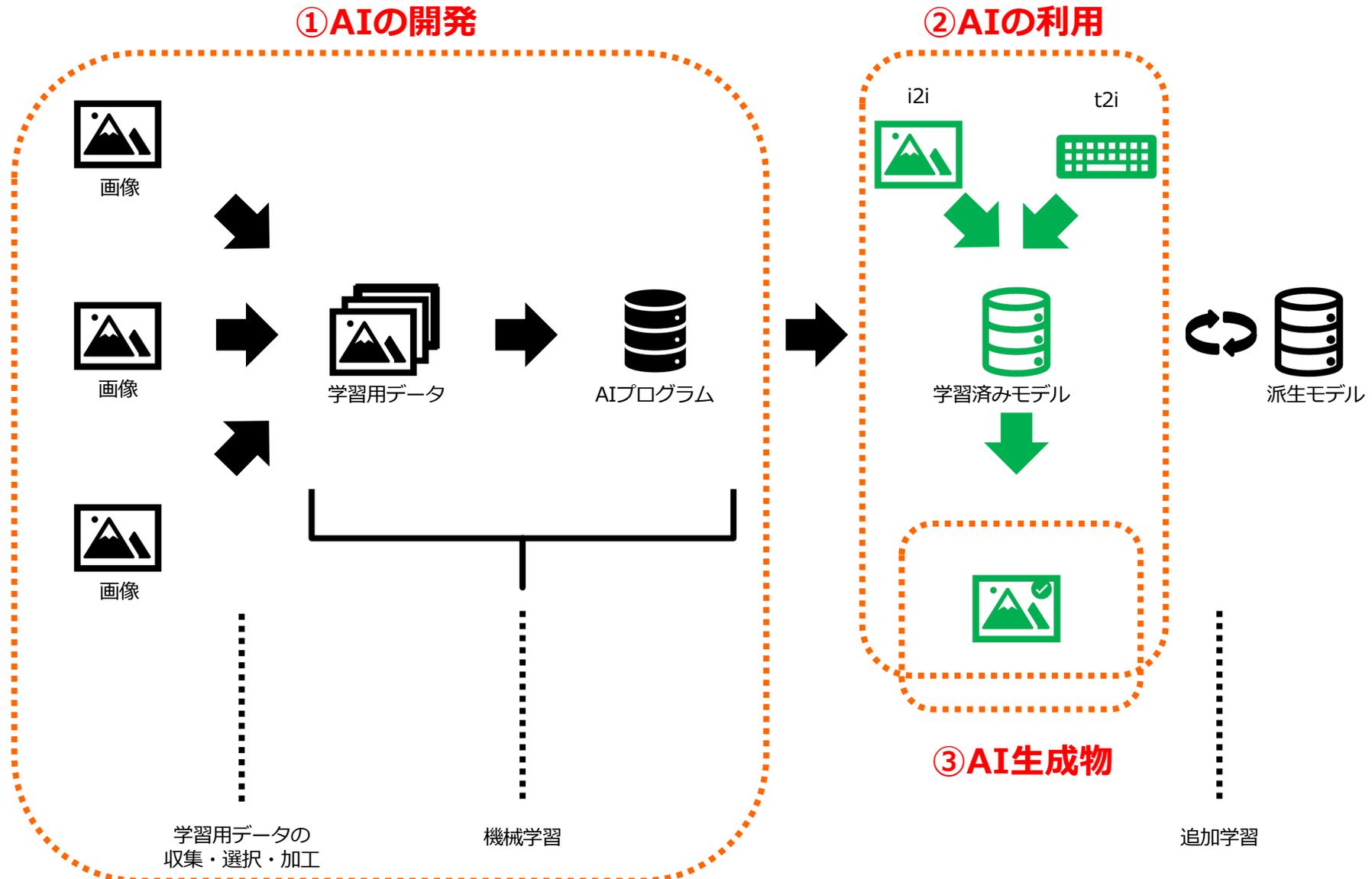
AI開発でのこの著作物利用の適法性については、個別具体の事案に即して最終的には司法判断による

AIに関する動向の把握に努めるとともに、御提案も踏まえてAI政策に関する組織体制の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えています



知的財産権に関するルールメイキングを含め、総合的なAI政策を継続的に議論する政府部局の設置が必要

# パネル資料：画像生成AIで著作権の問題が生じている場面



# パネル資料：著作権法30条の4

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

**第三十条の四** 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された**思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合**には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、**当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、**著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用**その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

# デジタルアーカイブ振興法の制定：岸田総理の答弁

- 決算委員会（2023/04/03）
  - － デジタルアーカイブ政策について
- 岸田 文雄内閣総理大臣



デジタル社会におけるあらゆる政策の基盤となる  
デジタルアーカイブの推進について、  
デジタルアーカイブ振興法のような基本法は、私は絶対必要だと思う  
いろいろな部署が関係してきますので、  
司令塔機能も含めてこういったものが必要だと思いますが、  
総理の御見解いただきたいと思います

どのような情報についてデジタルアーカイブを進めていくニーズがあるか、  
情報の取扱いやアーカイブするためのリソースの確保をどう進めるべきか、  
また行政としてどう関わるべきかといった論点があると承知しており、  
デジタルアーカイブを推進するための枠組みや必要な予算を含め、  
引き続き関係省庁が連携して検討してまいりたいと考えています

